

令和6年度 第4回 事業評価監視委員会 審議案件一覧

事業区分	事業名		事業採択年度	前回評価年度	再評価理由(事後評価)		特に重点的な審議を要する案件 事務局(案)							備考
								(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	重点の理由	
港湾	1	茨城港 常陸那珂港区 国際海上コンテナターミナル等整備事業	-	-	⑤	「茨城港 常陸那珂港区外港地区 国際海上コンテナターミナル等整備事業」、「茨城港 常陸那珂港区 国際物流ターミナル整備事業」及び「茨城港 常陸那珂港区中央ふ頭地区 国際物流ターミナル整備事業」を一体の事業と整理し、評価する必要が生じたため	重点	○					事業実施単位の見直しが必要となったため	一体評価
		・外港地区国際海上コンテナターミナル等整備事業 ・国際物流ターミナル整備事業 ・中央ふ頭地区国際物流ターミナル整備事業												
道路	1	一般国道18号 坂城更埴バイパス(坂城町区間)	H23	R3	⑤	事業費が増加及び事業期間が延伸し、現時点で評価する必要が生じたため	重点					○	一体評価のため	
道路	2	一般国道18号 坂城更埴バイパス(延伸)	H20	R3	⑤	事業費が増加及び事業期間が延伸し、現時点で評価する必要が生じたため	重点			○			埋蔵文化財調査費用の増加、労務費・材料単価上昇に伴う増加による事業費増のため	

◆再評価理由

- ①:事業採択後3年間が経過した時点で未着工の事業
- ②:事業採択後5年間が経過した時点で継続中の事業
- ③:準備・計画段階で3年間が経過している事業
- ④:再評価実施後5年間が経過している事業
- ⑤:社会情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

◆重点審議案件の選定

- (a)事業計画が顕著に変更された事業
- (b)便益が顕著に減少する事業
- (c)事業費が顕著に増加する事業
- (d)事業の進捗予定が顕著に遅れている事業
- (e)その他の要因

審議件数(再評価) 3件



